

中央大学法曹



1991. 5

中央大学法曹会

No 12

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、

よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、

いざ起て友よ時は今

新しき世のあさほらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学生会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、

情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、

我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第十二号目次

表紙題字揮毫 設楽敏男
表紙写真 春の中央大学
撮影猪股

巻頭言.....中央大学法曹会幹事長 設楽敏男(1)

中央大学の現況について.....学校法人中央大学理事長 山本清二郎(5)

中央大学の展望.....中央大学総長・学長 高木友之助(9)

法学部の改革と充実.....中央大学法学部長 外間寛(12)

法学部改革問題と法学部の将来像.....中央大学教授 高窪利一(17)

中央大学法職講座運営委員長 堂野達也(26)

学員会活動の現況とその展望.....中央大学学員会会長 猪股喜蔵(37)

中央大学学員会会則並びに諸規程改正について.....中央大学学員会副会長 内山弘(33)

理事就任一年の感想と検討すべき二三の課題.....中央大学理事 猪股喜蔵(37)

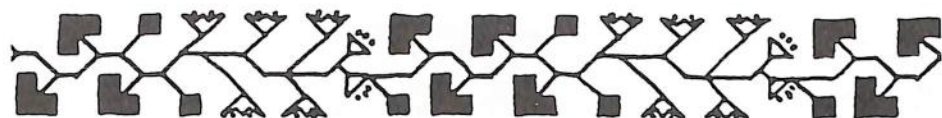
大学における監査制度について.....中央大学監事 縄稚登(47)

裁判所の中大法曹.....前仙台高裁判事 糟谷忠男(55)

中大出身検事の現況.....東京法務局局長(前最高検察庁検事) 中津川彰(59)

中大法曹会と公証人.....前公証人 大前邦道(61)

人事委員会活動状況報告.....中大法曹会人事委員会委員長 赤坂正男(64)



委員会活動報告……………中大法曹会法職教育検討委員会委員長	中津靖夫	(66)	
法職講座の充実を検討する	中央大学法職講座運営委員	鈴木康洋	(71)
座談会……………			(76)
「司法試験改革とわが大学の法曹教育」			
会員の声と消息……………	飯原一乗	(135)	
ある父からの速達……………	高井清次	(171)	
彼岸のころ……………	滝田薫	(174)	
転任を思う……………	池田門太	(177)	
あのひとこのひと……………	秋山昭八	(179)	
司法試験の合格者増は必要か……………	依田敬一郎	(185)	
学長の学事報告に関する質問……………	今中幸男	(189)	
感混創才……………		(195)	
資料……………		(197)	
一、司法試験制度の改革問題についての「アンケート」のお願い……………			(197)
二、アンケート集計結果……………			(199)
関係諸規程……………			(203)
1 中央大学法曹会会則……………			
2 中央大学法曹会役員等名簿……………			
3 中央大学法曹会各種委員会委員名簿……………			
会務報告……………			(218)
会員名簿補充訂正分……………			(231)
編集後記……………			(276)

卷頭言

中央大学法曹会

幹事長 設楽敏男



中央大学法曹会の幹事長を拝命して、早くも二年の任期の大半が終わろうとしています。光陰は矢のごとし、という格言が今更のように思い出されている、今日この頃です。

私は、幹事長という立場になって、同窓の法曹先輩各位が、いかに母校のため尽力され、学員会支部の中核として活躍されてきたか、を見聞するにつけ、自らの無為に忸怩たるものを痛感しているのであります。法曹会は、今日二千数百名に及ぶ多数の会員を擁し、来年は、創立四〇周年を迎えるということでありまして、今後の発展は、大いに期待すべきであります。ここで一寸考えなければいけないことがあると思うのであります。それは若い法曹達の関心が、今一つ物足りないということでもあります。私自身も、若い時は法曹会の存在を知らなかったこともあり、先輩から勧められても、仲々会合や、行事に出席できる気分になれなかったことを覚えています。若い人や、そうでなくとも、日頃出席されない方々に、もう一度母校に思いを致し、職域同窓会でもある法曹会にお顔を出して欲しいのであります。しかし今年は嬉しいことがありました。それは、大学の法職講座運営委員会の呼び掛けに応じ、司法試験受験生のために相当数の若い先生方が、講師等としてご協力して下さることになったことであります。当法曹会の

目的は、会員の親睦と大学の興隆と司法の発展に寄与することであり、正にその目的に即応するものといふべきでありましょう。

言うまでもなく、若い先生方の右のようなご協力は、過去十数年に亘り、大学の法職教育充実のための法職課程講座に対し、先輩諸氏が特別指導員として協力されたという実績に続くものであります。

法曹会としては、先般、法曹会からの推薦で長年大学の評議員として貢献された、先輩の先生方の後任として、若返りを図ったのでありますが、更に先輩各位のご理解を得て、評議員の若年化による、評議員会の活性化を期することとできれば、と考える次第であります。学会会の協議員につきましても、同じでありまして、これらに積極的に、関与していただく機会の多いことが、若い先生方の法曹会、大学への関心を増すことになるのではないのでしょうか。

このような意味あいから、今般法曹会の幹事定員二〇〇名のところ、一〇〇名増員を図り、若手会員の登用をすすめたいと存じ幹事会、常任幹事会のご承認を経ることができました。

法曹会は数ある学会支部のうち、第一番に職域支部の認定を受けたということです。私たち法科出のものにとっては、法科の中央大学を誇りとし、司法試験の合格者数に、いろいろ気を回し、論議の尽きるところを知らないであります。場合によっては、法科中心だとして、他科から誤解を招きやすい論議に陥ることがあります。しかし私たちは中央大学が総合大学であることはもちろん承知しています。大学が全体として、発展するためには、どこかが、機関車として全体を牽引しなければならないと思われまふ。法科は、自分が機関車になったつもりで、頑張ればいいし、他科は他科で自分が機関車になったつもりで頑張る、という具合にです。このことは、一つの科が優れて著名になっただけでも、大学としての知名度が高くなるという事実には照らしても、大いに頑張り甲斐があるのではないのでしょうか。この意味において、我が法曹会は、法科の中央大学の中核として、いよいよ大学の興隆に寄与しなければならぬと存ずるわけにあります。

たまたま私は今年度から、学会の推薦により、大学の理事に選任され、既に何回かの理事会に出席しております。理事会の会議は、従来外で考えていたものとは違い、活発、実質的でありました。只今の大きな問題を一、二述べさせていただきます。

先ず新学部増設の件であります。迫り来る大学進学生の激減期に備え、時代にマッチし、魅力のある国際関係学部を新設しようとするものであります。学内におきましては、色々議論があったようであります。しかし理事会で既にその発足が決まった以上その実現に向って邁進すべきであります。その内容、財政面からの裏付けにつき、慎重でなければならぬと思料いたします。他の大学では、すでに実施されているところが、少なくとも実情の中で、難しい面もありますが、関係各位の一層のご努力を期待するものであります。

次に大学の財政問題であります。この問題については、先般長期財政検討委員会が設定され、精力的な論議が行われております。多摩移転に起因する固定負債については、当局の努力により、漸次減少しつつありますが、前述の数年後の大学進学生の激減期を控え予断が許せない情勢にあります。対応のポイントは、納付金と人件費にあるとの意見もありますが、平成三年度新入学者について学費改定が行われ、改革の第一歩が踏み出されたものと思われま

す。更に大学の総長問題があります。ご高承の通り、大学の基本規定には、総長という機関が定められていますが、升本総長の後は専任の総長が選任されず、理事長又は学長が代行してきました。この間総長制の廃止論も出てきましたが、この程学長高木友之助教授が総長を兼任され、専任総長の復活の気運が醸成されつつあるようであります。OBとして速やかに専任総長が実現することを期待しております。

もう一つは、大学の制度として法職講座運営委員会が設置されたことでもあります。このことの詳細な説明については他に譲りますが、要するに、受験者のための一貫教育を目指すものであって、本学教授に限らず、他大学の教授をも招聘して、指導に当たるといふものであります。一方、駿河台記念館では、他大学生をも対象とする公開答案練習

も行われ、更に中大卒業生を対象とする研究室制による指導が行われております。いづれも、司法試験対策の一環として機能するものでありますが、大学が、既存の各研究室と相俟って、本腰を入れ始めたということになると思われます。法曹会の大学に対する貢献の大きなテーマであります司法試験合格者の増加に協力すべき時であります。前述のように、若い法曹会の先生方が既に協力体制に入っておりますが、有志の更に参加されますことを期待いたします。今、各大学とも、二世紀に向かい、その存亡をかけて、懸命な努力をしております、我が中央大学も同様であります。法学部の先生方も、来るべき社会的ニーズに対応すべく、熱心な改革論議を重ねておられるようであります。法学部の改革と法職講座運営委員会の指導とが相互に補強しつつ、リーガルマインドにより完全装備された、新鋭法曹が、我が中央大学から、多数輩出する日が遠からず実現するよう、切に念願するものであります。

終わりに法曹会の先生方にお願ひがあります。それは百周年記念募金の後、間もないに拘らず、重ねてお願いしている、二二億円の募金であります。大学の維持、発展のため、前回その機を得られなかった先生は特に、前回応募された先生の有志の方々も、応分のご寄付を、募金委員としての立場から、紙面をかりて、お願いいたします。(2・10)

(参考)

中央大学出身法曹数(概算)

弁護士	三三・五〇名	二四・五%	昭和六三年度
検事	三〇〇名	二四・〇%	同 右
判事	三五〇名	二〇・〇%弱	昭和六二年度
合計	四〇〇〇名		

以上

以上中央大学学員会調

中央大学の現況について

学校法人中央大学

理事長 山本清二郎



中央大学法曹会の会報第十二号発刊を心からお祝い申し上げます。また日頃から法曹会の設楽幹事長をはじめ會員の皆様方には、本学発展のため多大なご尽力とご協力を賜り、お蔭をもちまして、本学は二十一世紀に向け充実発展を願って、その歩みを進めておりますことは誠に同慶に堪えなく、心から感謝申し上げます。次第でございます。

さて、本学の現況について若干ご報告申し上げたいと存じます。

まず昨年は、「よみがえる卒業式」はじめ、「ホームカミングデー」など、本学と學員との絆を強める各種の催しが実施されましたが、特に申し上げたいことは、総長が選任され、就任されたことであります。

この総長問題は、私が理事長に就任以前から関わってまいりましたが、昭和四十三年二月に、当時の升本喜兵衛総長が総長の職を辞任されて以来、二十数年間総長不在という状態を、一日も早く解決することが重要懸案事項の一つでありました。

それが、「総長に関する検討委員会（委員長、堂野達也學員会会長）」において、慎重な検討が進められました結果、學員会側と教学側との信頼関係に基づいて、昨年四月十七日付で答申が提出されました。

その後、関係者各位のご尽力によりまして、事態解決への途が開かれ、昨年十一月二日開催の「総長選考委員会（委員長、山本清二郎）」におきまして、教学側から推薦されました高木友之助文学部教授が満場一致で総長候補者に選ばれました。

これを受けて、十一月五日開催の理事会では、これまた満場一致で高木教授を総長に選任し、翌六日に就任された次第でございます。

このことは、大変おめでたいことであり、欣快に堪えないところであります。

次に、新学部の設定についてでございます。

今日のような、社会経済情勢の急速な変化や科学技術の革新、更に国際化や高度情報化がもたらす、高等教育に対する要請は、ますます多様化、高度化する傾向にあります。大学は、このような変動や改革に敏感に対応できる態制を十分に備えていることが、何よりも重要であると思います。

昨年五月七日開催の理事会は、「新学部の設定に関する検討委員会」の答申を受け慎重に審議した結果、これを受理し答申の趣旨に沿って、新学部の設定に向けて、法人と教学が一体となって努力すべきことを決定し、「新学部設立準備委員会」が設置されたのであります。

わが中央大学が今問われているものは、「内容を伴った外から見える改革」であります。「魅力ある大学」、「特色ある大学」づくりのため大学の全精力を傾注しなければならぬと私は考えます。

百有余年の歴史と蓄積を有する中央大学に相応しい、長期的視野に立った大学改革は、この際どうしても推進しなければなりません。

新学部を設立するということは、本学が二十一世紀を目指して一大飛躍を果たすための大事業であります。それ故に新学部設立準備に当たっては、大学が一体となって叡知を傾け、強力に推進する必要があります。

したがって、新学部設立準備委員会の構成員は、教学部門のみならず評議員会、理事会からも参加することとし、昨年五月に「新学部設立準備委員会設置要綱」が制定されました。

その後同委員会において、平成五年度の新学部設立に向けて、より具体的な検討が行われ、更に、この委員会と法人教学諸機関等との往復作業により、所要の業務が遂行され進展することを確信しております。

来るべき、二十一世紀に向かって本学に緊要なことは、教育・研究内容の整備・充実はもとより、財政基盤の確立を図って、社会の要請に応え得る新学部の設立、既存学部及び大学院の充実等の大学改革を、更に推し進めていかなければならないと考えております。

次に、財政改革についてでございます。

本学の財政状況は、現状のまま推移いたしますと社会的要請や環境の変化に、適時適切に対応していけないどころか、大学本来の使命である教育・研究活動の維持さえ不可能となりかねない状況にある訳でございます。

そこで、昨年十月十五日開催の理事会において、教育・研究諸条件の充実・整備を図るため、平成三年度以降、学部入学生の学費改定の基本方針を決定したのであります。

もちろん、ここに至るまでの間、長期財政検討委員会をはじめ、諸機関で財政基盤確立に向けた具体策を多角的に検討し、あらゆる経営努力を重ねてまいったことは言うまでもありません。

しかし、財政の現状を打開するためには、他の収入財源の増加や経費節減等の努力では限界があり、収入の根幹であります学費の改定に踏み切らざるを得ないと言う結論に達し、やむを得ず改定の方針決定となったわけであります。その後、学内諸機関の諸手続を経て、十二月三日開催の理事会において、「定率漸増方式」による学費改定を決定し、財政改革への第一歩を踏み出した次第でございます。

私も大学を預かる理事者は、あらゆる関係者の叡知とご協力を得ながら、なお一層の努力を重ねていかなければ

ならないものと、痛感いたしておるところであります。

皆様方におかれましては、今後ともご指導ご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。以上大学の現況とともに所信の一端を披瀝した次第でございます。

最後になりましたが、会員各位の益々のご活躍とご健康を祈念いたしております。

中央大学の展望

—これからの充実と抱負—



中央大学総長・学長

高 木 友之助

現在、日本の大学は、これまでにない重大な試練の時期を迎えようとしている。いわゆる大学冬の時代の到来ということばに表現され、それぞれの大学は、その対策に懸命に努力しているところである。しかも、現代は、急激に変化する時代であり、社会構造も多様化し、複雑化し、高度に情報化や国際化が進み、かつてない激しくゆれ動く時代である。大学は、その意味で、二重の困難な事態に直面しているといえる。

大学も、その課題にたち向い、多くの卒業生や学生や父母、そして社会の負託にこたえなければならぬ。

さて、本学は、古い歴史と伝統をもつ総合大学であり、これまで百余年の歴史のなかで、実に多くの卒業生を世に送り、それぞれが、大学の校風を身につけ、社会、人類のために大いなる貢献をなし遂げてきた。このことは、本学の評価を高からしめてきた大きな要因である。昨年、卒業後五十年と二十五年目の卒業生のためのホーム・カミングデーを実施したが、その機会に、貴重な意見の交換があり熱心な討議が交わされた。そのなかに、大学の評価が編差値によってきめられているという風潮にかんがみ、これまで同等の大学として肩を並べてきた他大学が、いまは、本学を追い抜いているのではないか、という意見があった。一般的に高校生やその父母、あるいは高校の先生までが、

大学入試時の偏差値の高低によって大学の格付けを行なっているのは、周知のとおりである。受験生の立場からすれば、合格することが目的だから、入試情報に目をうばわれ、それを物差しとして大学を選択するのは止むを得ないであろう。しかし、本当の大学の評価はそれで決まるものではない。もちろん、このことを指摘した卒業生は偏差値による大学評価を肯定的にみての発言ではなく、大学の発展を望む、大学に対する叱咤激勵の熱意からの意見であったのである。

大学の伝統や校風というものは、そう短期間にできるものではない。本学が駿河台から多摩に移転し、その環境がすっかり面目を新たにした結果、本学の校風、気風が変化したのではないか、という意見もある。たしかに環境が一変したことによって変化があるかも知れない。しかし、本学の校風は、けっして変ったとは思えない。ただ、本学の建学の精神といわれる「質実剛健」は、いかにも古めかしいひびきをもち、いま風でないかも知れない。いまさら質実剛健でもあるまい、という意見もよく耳にすることである。しかし、これとて、質実剛健が単に古びたことばかり、いまの学生には適さないから返上せよという意味で指摘していることではないと思われる。その意味は、中大生はたしかに真面目で堅実であり信頼のおける人材が多い。しかし、どこかあかぬけない、積極性が乏しい。

だから、もっと時代を先取りするような人材を育成して欲しいという願いからでた意見であると思われる。現に、本学の学生自身も、さきに実施した全学アンケート調査に対して、本学の校風は、質実剛健がもっともあてはまると圧倒的多数の学生が答えているが、反面、そのイメージは、都会的というより田舎的、あかぬけているというより、やぼったい、というように多くの学生が答えているところを見ても、それがよく理解できる。

このように、本学の永い歴史や伝統や校風に対しても、いろいろな意見や考えがあることは否定できない。ここで大切なことは、このような意見や考えの変化に対して、これまでの永い歴史や伝統や校風に、どのような現代的意味をもたせるかであり、先人達が築いた輝やかしい基礎をこれから、どのように、中央大学のなかに生かしていくかと

いうことであろう。その責任が現代にいきるわれわれにあることを自覚しなければならないであろう。

いま本学は、このような自覚を前提として大学の多くの面について、改善策を講じつつある。その具体的な例として、学部や大学院の改革がある。この改革のうちには、すでに文学部や理工学部のように改革を実行に移しているところがあるが、まだ、実行に着手していない他の学部や大学院も、やがて、具体的な提案が提起されることになっている。大学の関係者は、みなこれに協力を惜しむことなく、本学の一大飛躍を期したいと念じているところである。

また、すでに、ご承知のように、新学部の設定に関する具体的な検討が、現在着実に進行している。その設置の必要性は冒頭に述べたように、最近の社会の急激かつ複雑な変化に伴って、政治的にも経済的にも文化的にも解決困難な矛盾や歪みが数多く露呈され、経済摩擦、人種的・宗教的な対立と抗争、環境破壊など、その解決のために大きな努力を払わぬかぎり、人類が営々と築いてきた文化や文明が崩壊しかねない状況である。今や一つの学問領域で訓練された考え方や方法だけでは、これらの複雑に絡みあった全地球的な諸問題に適切に対処することは困難である。このような前提に立って、新学部設置の構想は、a、従来の学問体系の枠を越えた、総合的、学際的な接近方法に立ち、b、問題や矛盾を客観的に認識するだけでなく、それらを解決するための諸方策を考え、c、それに向けて積極的に行動する、そういう人材を育てることが急務であるとの認識のもとに、これまでの総合大学としての確かな基礎のうえに、本学の新たな価値を付加しようとするものである。現在のところ、学部名称は、「政策文化学部」「政策学部」「政策総合学部」の三つの名称が考えられているが、より適切な名称があれば、なお変更することもあり得るものである。学科には、政策学科定員一五〇人、文化学科定員一〇〇人を予定し、平成五年度の開設を目指し、現在、認可官庁との折衝を重ねているところである。

かくして、本学は、その永い歴史の頁のうえに、さらに新らしい魅力をつけ加えるべく、すべての大学関係者の英知を結集し、本学の発展を期したいと念願している次第である。

法学部の改革と充実

中央大学 法学部長



外間 寛

一 中央大学では、新しい学部（仮称・政策文化学部）の設置の方針が決まり、それに伴って既存の学部においても改革の気運が高まっている。夜間部問題、入試制度等、改革を要する課題は山積しているが、法学部では、まず緊急の課題としてカリキュラムの改革に取り組むことにした。現在、法学部および政治学科のそれぞれで改革の作業が進行中である。まだ確定的な報告をなし得る段階には至っていないが、ここでは、これまでの検討の過程で表明された主要な意見に基づいて、私見もまじえながら、法学部のカリキュラム改革の大きな狙いについて、簡単な中間的な報告をすることにした。

二 現在、法学部では、一学年定員九六〇人（臨時定員増を含む）の学生に対して、単一のカリキュラムによって法学教育が行われている。そしてこのカリキュラムは、専門科目を六つの群に分けて、学生はそれぞれの群から一定数の科目を履修し、単位を取得しなければならないこととしている。いくつかの群の間で、取得した単位を融通する道も開かれている。この現行のカリキュラムは、学生が自分の将来の進路を考えながら、しかも法学士の称号に相応しい専門的な知識と能力を身につけるために、どの専門科目をどのような順序で学ぶべきかを適切に判断し

得る能力を備えていること、そして実際にその適切な判断によって履修科目を選択するであろうということを前提としていふと言つてよい。専門科目を六つの群に分けているのは、学生の自主的な判断の指針を提供しようとするものである。しかし、今日、このような学生の高度な能力と自律性を前提とする教育システムについては、大きな疑問がもたれるようになった。

第一に、近年、学生の間では、カリキュラムが前提としている期待に反して、単位を取得しやすい科目、良い成績を得やすい科目を選択する等、学習の上で易きに付く傾向が見られる。現行カリキュラムの下では、極端な場合、四部に分かれている民法を全く履修しなくても、卒業に必要な単位数を揃えることができる。二部に分かれている刑法を全く履修しないまま、あるいは民事訴訟法及び刑事訴訟法のいずれも履修しないまま、卒業することもできる。現にこのような事態が数多く生じているというわけではない。しかし、学生の易きに付こうとする傾向は放置できないのではないか、現行のカリキュラムは期待通りの機能を果たしていないのではないか。そのような懸念が、広くもたれるようになった。

第二に、最近の学生は、教わったことしか、知らない。そして考える苦勞、理解しようとする苦勞を避けて、安直に出来合いの答えを求めようとする。教わらなかつたことを自ら探究しようとしなない。民法の各部について、講義で触れられなかつた事柄に関しては、視野が朦朧としている。法学部には、教師も惚れ惚れとするほどの素晴らしい学生も少なくないが、しかし平均的に見て、学生の学習態度は、学問は自ら行う營為であるという認識から程遠い。法学士の称号に相応しい専門的能力を養成するためには、従来とは異なる教育的配慮が求められている。

三 カリキュラムの改革が必要とされるのは、右のようないわば内部的な事情のみによるのではない（内部的といつても、この学生層の「幼稚化」の傾向は、全国的に共通の現象である）。なによりも先ず、司法試験法の改正の問題がある。この法改正は、周知の通り、若年者の合格者数を増大させようとするものである。この法改正に際し

て、立法当局者は、司法試験受験予備校の介在によって、司法試験制度と大学の法学教育がかけ離れたものとなっている現状を改めて、両者の緊密な連関が図られることを求めている。中央大学法学部としては、この法改正に適切に対応するために、法曹養成の一環としての法学教育を充実させなければならない。そうすることによって、その名誉ある伝統を守り、さらに大きく発展させなければならない立場にある。

法律学科の教育は、法学の専門教育を旨とする。しかし、法律学科のすべての学生が法曹の道を選ぶわけではない。大多数の学生が、民間企業に職を求める。法学の専門教育を行う立場からいえば、学生が卒業後どの道を選ぶとしても、身に付けた法学の基礎知識と応用能力がそれなりに役に立つことを期待する。しかし近年、民間企業の関係者からしばしば次のような声が聞かれる。「法学部、経済学部、商学部等、どの学部出身者を採用しても、何の代わり映えもしない。いっそのこと、英文科出身者に来てもらったほうが、英語が役に立つだけ、ありがたい。」すなわち、民間企業も「代わり映えのする」法学部出身者を求めている。しかし、現在の大学の法学教育がこれに應え得ていないという不満がある。また職を求める者には、実践的外国語能力も要請されている。

四 内外の状況が、法学部の改革を求めている。われわれは、一九八九年秋に、法律学科のカリキュラムの改革に着手した。どんな制度でも、改革は、言うは易く、行なうは難しい。内部の多様な意見を調整しつつ、慎重に改革の作業が進められてきた。

当初は、学生の進路を配慮して、司法コース、行政コース、企業法コース及び国際関係法コースの四つのカリキュラムが構想された。しかし、どのようなコース分けを考えるにせよ、基本の狙いは、大学教育四年間という限られた時間の枠内で、法学の専門教育の充実を図ることではなければならない。この見地からすれば、四つのコースに分けても、それぞれのカリキュラムの内容はほぼ共通のものとならざるを得ない。そこで、改革作業の現段階では、四コース案が二コース案に整理されて、それぞれの方針及び内容が検討されている。第一のコースは、

現在の法律学科を継承して、その専門教育の改善・充実を図ろうとするものである。これに対して、第二のコースでは、法律学の専門教育に加えて、外国語教育の強化その他の国際的素養の養成を導入することが考えられている。このコースにおける法律学の専門教育の在り方については、第一のコースの場合とは異なる考慮が必要とされるであらう。

法律学科の教育を右の二つのコースに分けるとすれば、これをどのように制度化するかを考えなければならない。法律学科の中に二つのコースを設けることも可能であろう。しかし、内容の如何によつては、第二のコースは別個の新しい学科として設置することが必要とされるであらう。この第二のコースをなんらかの形で発足させるかどうか。改革作業は、この問題について基本的な意思決定をしなければならない段階に至っている。

五 法律学の専門教育の改善・充実を図るためには、最近の学生の学習態度に鑑みて、とくに次の点に配慮することが必要であると考えられる。

第一に、学生がどのような進路を選ぶにせよ、法律学を体系的に学習するように仕向けることである。今日では、現行のカリキュラムが前提としている学生の高度な判断能力と自律性を期待することは、現実に合わない。少なくとも、法律の基本科目を必修とすることが必要である。

第二に、法律の基本科目について、基本的に重要なことはすべて教えることができるようなカリキュラム編成を考えなければならない。現行のカリキュラムでは、例えば民法は四部に分けられている。しかし、各部の講義では、時間の制約のため、初歩的に必要な事柄についてさえ、そのすべてに説き及ぶことができない。それでも学生の自主的・自律的な学習を期待することができればよいが、それが叶わない。四部制の再編成が必要とされる。これは、もちろん民法だけの問題ではない。

第三に、基礎的な知識の教授とともに、応用力を養成する教育を強化しなければならない。講義においても、教

師はこのことに心掛けなければならない。それと同時に、演習、特殊講義等を充実に、学生も教師もともに自分で考え、自分の言葉で表現する苦勞を分ちもつ授業の形態を整える必要がある。

右のほか、教師は教育の場で自らの学問の自由を行使することを控えなければならないこと、学習相談の業務を整える必要があること、司法試験受験のために留年を希望する学生のための施策等、なお言及すべきことがあるが、紙幅の都合で割愛せざるを得ない。現に進行中の改革作業は、一九九三年度に新しく生まれ変わった中央大学法学部を発足させることを目標としていることを付言しておきたい。

法学部改革問題と法学部の将来像

——伝統を生かして日本一のロー・スクールへ



中央大学教授
法職講座運営委員長

高 窪 利 一

中央大学は雄飛発展を迫られている

ここ二年間あまり、中央大学の内部は、「大学改革——新学部設立」をめぐる是否の議論で湧きかえった。賛成にしろ、反対にしろ、母校の盛衰を左右するこの論議に、日和見的、ないし妥協的な態度をとるのは無責任であり、許されるべきでない。

論議の発端は、新学部の設立により、二十一世紀に向けての中央大学の雄飛・発展を目指す「学長提案」であった。「法科の中大」としての一〇〇年の伝統をもち、これを基礎に総合大学として発展を遂げた中大であるが、近時、司法試験の合格者数も横ばいで、東大・早大に凌駕され、公認会計士も、慶応・早大に水をあけられ、好評の基盤がくずれつつある。それに、野球も弱いし、駅伝も優勝できない。何となく、最近の中大はバツとしないのである。これでは、学員がイライラするのも当然である。国家試験だけが能じゃない……。就職はすこぶる好調で超一流企業にどんどん人材を送りこんでおり、役員・部課長の数も激増している。国会議員の数も早大に次いで多いじゃないか……。という声も聞える。しかし、未曾有の経済成長の中で、何百人、いや何千人の中の一人として一流企業に送りこまれるのは、一流大学の卒業生にとって当り前のことであり、勝負はそれからだ。立派な先輩達の社会に残してきた足跡

は、たしかに気概に充ちた若人たちを学園にひきつけ、在学生に限りない向上心を植えつける重要な要素である。しかし、それだけでは、一流大学の責任は果せない。

新学部設立には 反対が多かった

ここ一〇年を通じて、多くの著名大学が、新学部の設立によって、時代のニーズにこたえようとし、文部省も、受験人口の逡増傾向に備えて、九〇年度まではこの動きを支援した（但し、九一年度からはがらりと方針が変わっている）。「国際」、「政策」という呼び名がはやり言葉となった。中大における学長提案は、こうした流れに倣って、学際的な新学部をつくり中大の新生を計って、学員の不満にもこたえようとするものであった。しかし、この夢多き構想は、各学部教授会では激論を呼び、学部によっては、新学部設置の検討委員会に委員を送らない、……といった混乱を生んだのである。

論争の焦点は、要するに、「学際的視野で複雑な国際的問題を解決する政策を見出し積極的に行動できる人材を育てる」という教育目標（九一年二月一五日付「新学部設置に関する審議結果についての報告」から）を、新学部を設立しなければ達成できないものか、既存学部を充実し、学科（ないしコース）を増設することで実現できないか、という見解の対立である。教学執行部は、既存学部とは全く異なったカリキュラムで、また、まったく別の講師陣でなければ、目標は達せられないというが、教学の半分を占める反対意見は、右の目標は、現在の大学教育に問われている一般的課題であり、新学部のいう「政策」では、学部のカリキュラムは成り立たないのであって、専門学を基調とする既存学部を充実・整理し、実務家講師の招聘など人事の刷新をはかれば十分に達成できることではないか、……として反対してきたのである。

法学部の改革が 議論されている

この新学部問題は、昨夏に文部省への設立申請を準備不調で見送って以来、設立準備委員会の準備作業が進められ、「新学部は冒険であり、また、不要ではないか」とする反対意見は、ついに教授会で聞きおかれる

だけで、教職員の中での円満なコンセンサスは得られないままに、「政策文化学部」（定員二五〇名）を平成五年度に開設する方向で見切り発車することとなった。これは、大学百年の計としては、甚だ遺憾な経過ではあるが、この新学部論争の副産物として、各学部教授会において、学部の改革の議論が急速に進展したことは歓迎すべき事態であった。もともと、法学部内の新学部反対意見は、法学部の伝統を生かしつつ、「金」と「人」を学部改革に生かしていくことを強く主張していたので、執行部も新学部と併行して学部改革を迫られたのである。学部内に予定されるコースごとの作業部会が設けられ、具体的なカリキュラムの試案が急速に作られた。担当者のご苦労には心から感謝したい。しかし、カリキュラムを動かすのは、結局、「人」（専任教員）であるから、早く、各科目の部会に下して意見を聞くよう希望していたところ、つい最近になって（3/29）、民商法など主要科目の部会にこの原案がかけられたのである。

国際企業学科の増設は賛成である

現在各部会に提示されている原案は、法学部法律学科を第一コース（司法・行政コース、定員八〇〇名）と第二コース（国際企業コース、定員二〇〇名）に分けることを提案している。このうち、第二コースは、少人数で、国際関係法、ヨーロッパ法、外人教授講義など時代のニーズに応えうる多彩な講座を組み、法律文書作成、文献翻訳などの実務教育も盛りこんでいて特色のあるコースである。従来の法律学科とオーバーラップする科目が少なくなく、それらがかなり濃縮されたかたちでつめこまれているのはやや無理があるように思え、もう少しゆとりがあつていいようにも思えるが、総体としては、特色あるカリキュラムであり、ひろく学外講師（実務家・外人）を招聘して協力を仰げば、徹底した人材教育もできよう。コースと銘打つても、独立のカリキュラムを組んでいけば、結局、学科扱いとなり、専任の増員も必要なのであるから、いつそのこと、国際企業法学科として独立させた方がはつきりしていてベターであらう。

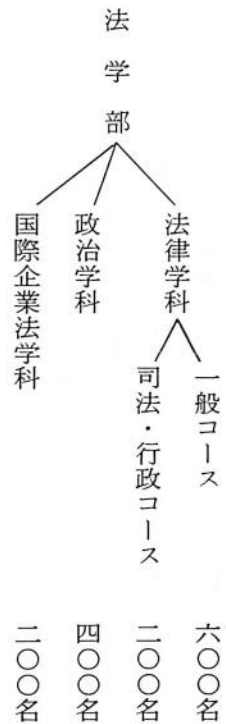
法曹教育は少人数で
やらなければならない

以上に対して、改革案の第一コースは、とくに司法・行政コースとして別立てにするコンセプトが不明確であり、疑問が多い。民法を五部制にするのは大賛成だが、定員は八〇〇名でマスであり、何となく在来科目を司法と行政に分けただけである印象をうける。国際企業人の養成も少人数教育でやらなければ実効があがらないが、司法試験や公務員試験の受験教育こそ、少人数で徹底してやらなければ意味がない。私は、司法・行政コースを設けるなら、二〇〇名位、妥協しても、せいぜい三〇〇名以内にしぼり、丁度、現在法職の基礎講座で実施しているように、基本科目は、年間を通じての論点表に沿って、受験教育になれた講師が計画的に必要な全知識を與えるような教育をしなければ無意味だと主張した。この点については、従来から、国家試験の受験生の層をあつくし、人数を減らさないために八〇〇名定員が必要であるという意見があり、これが背景となつていようである。そして、二年、三年で、二〇〇名位の精鋭にしぼりこんでいけばいいのであるが、司法試験制度の改革に対応し、早期合格者を急増せしめるためには、一年生から精鋭二〇〇名でびっちり教育しなければ効果が上らない。講義をさぼったり、再履習をしたりする、のんきな学生といつしよではテンポが合わないのである。大体、しぼりこんで落ちこぼれた六〇〇名をどうするのか。二〇〇名の精鋭が四年重なれば八〇〇名がいつも勉学に燃えていることになるのだ。なお、こうした法曹教育に対する真面目な提言をとらえて、学部改革自体に反対なのだと風評する向きもあると聞き、憤慨している。それでは何も意見が云えない。法学部の改革は絶対必要であるし、少なくとも第二コース案には全面賛成である。

法律学科はな
なか変らない

学部改革の議論に参加して、つくづく感じたことは、教授全員のかなりの部分に、何となく、現在の法律学科（いわば一般コース）を一般的受け皿として、そのままとおきたい、という心理が支配している、ということである。その意味で、二〇〇名にしぼつての「英才コース」をつくるという発想は、当面は仲々受け入れら

れそうもない。本当は、……



という構成が理想的と考えられるが、二〇〇名の受験教育は、「法職講座でやっていけばいい」という意見が存外と多いのである。そういう雰囲気のもとで、いきなり、少数数の司法・行政学科をつくるという提案は、今までの法律学科がなくなってしまうという危惧を生むのである。

結局、今回の学部改革では、「国際企業法学科」をきわめて内容の充実したものととして打ち出し、法律学科は、カリキュラムを若干手直ししてそのまま存置する（司法・行政と分けるのは意味がない）、という落着になるのではなからうか。過日の評議員会（3/23）の説明では、吉祥寺野球グラウンドをこれから国土法申請をして売却し、創業費四五億円を積んで、新学部の設立申請に向かうのであり、既存学部の改革には一〇億円位を何とかできる、……というのである。すでに、文学部は学科増設をはたし、理工学部も今回学科増設で三億円をもっていく。経済学部、商学部、と相次いで改革案が具体化し、「早い者勝ち」にはしない、……という話し合いがあると聞いているが、一〇億円という全体の枠がある以上、法学部の執行部が改革の具体化を急ぐ気持は十分に理解できる。当面は、「国際企業法学科」で学部の刷新を計る他はなく、法曹養成コースの設置は実現のぞみうすである。

当分は法職講座の役割が重要である

そんなわけで、司法試験のための計画的な受験教育は、当分の間、法職講座を充実・拡充して実施していくしかない。いや、そうしなければ、五年間九〇〇名増員の流れの中で、早期合格者を輩出し、司法試験制

度の改革に打ちかつことはできない。どうも、当面の状況に対する「危機意識」が、大学の内部者には薄いように思う。何かというと、大学に入ってくる学生は司法試験目的ばかりではない、……という発言が学内で聞かれる。司法試験は重要視しなければならないが、大部分の学生は一般社会人になるのだ、……というわけである。しかし、この判断は甘い。法曹界で有名だから、全国的に優秀な学生が集まるのだ。かりに司法試験の合格者が三〇名におちれば、法学部の評価は直ちに三流となり、入学者の質はたちどころに下降する。最近の高校生はブランド志向で、変に敏感である。これは現実で無視できない。いい学生が入らなければ、どんなにいいカリキュラムをとのえても、優秀な人材は教育できず、一流の社会人は養成できない。だから、中央大学が一〇〇年の伝統で培った名声を保ち、これを更に発展させるためには、司法試験という看板を、絶対に、後退させてはならないのだ。一〇〇年の伝統ある法律文化はどんなことがあっても衰退させてはならない。そして、そのためには、看板だけでなく、徹底した法曹養成のための受験教育をやらなければならないのだ。この点、危機意識の鋭い、OB法曹諸氏が、学内者に対して、冷静で、冷たい忠告を投げかけられることを期待する。

将来は六年制のロー スクールをつくらう

私の構想では、将来的には、法学部に、二〇〇名定員の司法・行政学科を増設して、徹底した実務法曹教育を行ない、大学院を改革して、その前期(司法・行政専攻)と一貫性をもたせた、六年制のロースクールをつくり、ひろく、他大学出身者をふくめて、全国トップの法曹養成のメッカとし、大学院後期では、司法修習も請負っていく方向をとることが、法科の中大の伝統を生かす、最大の目標であると確信している(この提言はすでに学員時報二六一号三頁、中大法曹十一号十五頁で公けにしている)。

受験教育は法職にまかせればいい、という考え方は危険であり、間違っている。法学部の主な存在目的は専門法律家の養成であることを無視する意見である。司法試験を看板に使うだけではなく、学部が法曹教育自体を担うべきなのである(法務省の要望も基本的にこの線を指向している)。少なくとも、基本科目(憲・民・刑・商・民訴・刑訴・

法選)については、年間を通して、計画的な講義が行われ、真面目にこれについていけば、一通りの基礎力を身につけられるようなカリキュラムが組まれており、しかも、重要なことは、それが確実に実施されていくことが必要なのである(OB法曹もこれを希望している——本誌「座談会」中村祐二弁護士発言参照)。それには、一般コースよりは、かなり余計に授業料をとつても、計画的な講義資料の編さん(法職では、講義レジュメを整理しつつある)、モニター、コントロールシステムなど物的設備の充実をはかり、法職並みの講義料を支払つて、全国の著名教授、中堅教授にも協力してもらい、プロジェクトチームの統一的プランにそつて、整然とした、計画的で強制的な講座を実施していくのである。加うるに、法曹教育を法学部自体にとりこまなければならないもう一つの重要な理由は、法職ではできない、法律家としての「広い教養と見識」を高め、「国際的視野」を育てる教育を行なうためである。現在の法律学科の教育は、受験教育にも適さないとともに、法律家養成のためにも不十分である。右のようなかたちで、基本科目の計画的講座を流しても、5・6時限目までつかえば、一週の1/2位で十分に消化できると思う。あとの1/2はかなりに弾力性をもつたカリキュラムを組み、科目選択によつて、多彩な法律家としての素養を身につけられるようなメニューをととのえておくべきである。外国語では、アメリカ法、ドイツ法、フランス法、E C法などの法律文献や法典・判例に親しむ講座、法思想、法哲学、現代経済学、論理学、法社会学などの基礎的な講座、国際関係、国際経済機構、国際訴訟などの国際的講座、そして、企業金融(CB、CD、CPなど)、税法実務、企業会計、証券市場制度、特許・その他工業所有権(および知的所有権)、商品取引、などの実務家による講座、……といったメニューが頭に浮かぶ。

二〇〇名位の精鋭に、基本受験科目の強制的講座と、自由選択による広範囲な法教養講座を提供する「司法・行政コース」をつくろう。社会学士と與える新学部にも五〇億円かける位なら、できるだけ早く「司法・行政コース」をやりたい。三・五億あれば十分できる。法職講座で、強制講座の実験をつみ、改良を重ねて、将来これを学部に取りこ

んでいけばよい。それと併行して、一般的な受け皿としての「法律学科一般コース」の中身も、「社会人の養成」ではなく、「法律家養成」に今少し比重を移したものに改良して、「司法・行政コース」との互換性を確保し、企業法務的科目については、「国際企業法学科」との他学科履習の幅を広くしてまかなっていくことが可能であろう。今までの法律学科をそのまま残すのではなくて、それ自体の中身を変えていかなければならないのである。そして、大学院博士課程（前期）にも、より高い法的習練と、実務教育を内容とした、司法・行政コース（二年間）をおき、通算六年間のロースクールにもっていくのが理想である。法務省も、主要大学でちゃんとした法曹養成教育をやってくれば、その卒業者には、二次試験を免除してもよい、とはつきり云っている。また、増員要求で司法修習の国費負担を増やすだけが能じゃない。大学院博士課程（後期）には、最高裁判所司法研修所なみの研修コースを置き、司法修習の一翼を担うことが、「法科の中央」の真の在り方なのではなからうか。法務省もそれを期待している。

**なんでも全員協力して
やらなければできない**

最後に、もっとも大切なことは、何をやるにも、全学一致でなければ碌なことにはならないということだ。新学部の設定は、全学一致でやらなければならないといわれるが（3/23評議員会における理事長挨拶）、正にそのとおりであって、新学部が仲々にすすまなかったのは、学内の半分が疑問をもっているからである。法学部の改革については、教職員、OB法曹人の全体のコンセンサスをつくって、その方向をきめていかなければならない。多数決の原理は、「次善の策」であり、民主主義の本質は、「少数意見」の尊重と保存である。何か意見を云うと、それはもう決った前提だから、として片付けられるのでは、何も云えない。世の中には、一部の人のことは当然の前提でも、多くの人のことは、全く同意できないことがあるのだということを忘れてはならない。

それと『今の学部では駄目だ、今の教員では駄目だ』という発想は、危険であり、また、失敬な話である。そういう発想に立つと、とかく「人（人事）」が先行して、「中身」が見失われるおそれ大きい。評議員会でのやりとりを聞いていて、一部の発言から、そういう危惧を感じて愕然とした。学部が時代にあっていなければそれを切りすてず

に、まず中身を改めていくことが先決だ。学部外に「新しい楽園」を求めるのは安易な方法である。また、「今の教員」が全員協力してやらなければ、新しいことはできないのだ。学園紛争当時の苦渋を思い起そうではないか。